

「令和7年度健康診断業務請負」仕様書

1. 契約件名

令和7年度健康診断業務に関する請負（単価契約）

2. 業務概要

人事院規則10－4（職員の保健及び安全保持）及び人事院事務総局勤務条件局長通知「情報機器作業従事職員に係る環境管理、作業管理及び健康管理の指針」に基づき、令和7年度における九州運輸局（本局）、福岡運輸支局（本庁舎）、若松海事事務所及び佐賀運輸支局（唐津庁舎）の健康診断を実施する。

併せて、労働安全衛生規則及び石綿障害予防規則並びに厚生労働省労働基準局策定「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部職員の健康診断を実施する。

3. 健康診断の種類

（1）九州運輸局（本局）及び福岡運輸支局（本庁舎）

①一般定期健康診断等（石綿健診、婦人科検診を含む）

②情報機器作業従事職員健康診断

（2）若松海事事務所及び佐賀運輸支局（唐津庁舎）

①一般定期健康診断等（石綿健診、婦人科検診を含む）

（3）独立行政法人自動車技術総合機構 九州検査部

①一般定期健康診断等（石綿健診、婦人科検診を含む）

②情報機器作業従事職員健康診断

4. 履行期限

健康診断の実施及び報告書の提出を令和8年2月27日までに完了する。

5. 検査項目及び受診対象者

別紙1「健康診断実施項目」のとおり

6. 対象機関及び受診予定者数並びに実施方法

（1）対象機関

①九州運輸局（本局）

福岡市博多区博多駅東2丁目11－1

②福岡運輸支局（本庁舎）

福岡市東区千早3丁目10－40

③若松海事事務所

北九州市若松区本町1丁目14番12号

④佐賀運輸支局（唐津庁舎）

唐津市二タ子3丁目214番6号

⑤独立行政法人自動車技術総合機構 九州検査部

福岡市東区千早3丁目10-40

（2）受診予定者数

別紙2「健康診断実施項目別受診予定者数」のとおり

ただし、受診対象者の事情等により受診項目ごとに増減はあるものとする。

（3）実施方法

①健康診断会場等

上記（1）の各対象機関の所在地※において受託者が手配する健診車、委託者の会議室等を使用して行うものとする。

（※若松海事事務所及び佐賀運輸支局（唐津庁舎）においては、九州運輸局（本局）とする。）

②日程等

健康診断は平日の開庁時間（9時～12時、13時～17時15分）に行うものとする。

実施日数は、九州運輸局（本局）、若松海事事務所及び佐賀運輸支局（唐津庁舎）は3日間、福岡運輸支局（本庁舎）及び独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部は併せて1日間とする。（健診車で対応できない検査項目を除く。）

実施日時については、受託者が担当者と協議のうえ決定するものとする。

③担当者

- ・九州運輸局（本局）、若松海事事務所及び佐賀運輸支局（唐津庁舎）

担当者：総務部 人事課 厚生係長

TEL：092-472-2313

- ・福岡運輸支局（本庁舎）

担当者：総務企画部門 首席運輸企画専門官（総務企画担当）

TEL：092-673-1190

- ・独立行政法人自動車技術総合機構 九州検査部

担当者：管理課 管理第1係

TEL：092-673-1268

④その他

上記①の会場にて当日受診できなかった者及び健診車で対応出来ない検査項目を受診する者については、本業務と同等の検査を受託者の付属機関等（福岡市内に限る。）において、上記4.の実施期間内に同額の単価にて随時実施するものとする。

7. 検査結果の報告

上記4. の履行期限内に、対象機関ごとに報告書として以下のものを提出すること。

- | | |
|--------------------------------------|------|
| ①健康診断結果通知票(様式自由)(受診者本人あてに封筒詰めしたもの) | 1部 |
| ②健康診断結果通知票(様式自由)(事業所保管用) | 1部 |
| ③40歳以上の者については、特定健康診査に係る問診票もしくはXMLデータ | 1部*1 |
| ④有所見者(要観察、要再検査、要精密検査、要治療等)リスト(様式自由) | 1部 |
| ⑤有所見者の健康診断結果通知票(様式自由)(九州運輸局あて) | 1部 |

*1XMLデータにおいて、電子媒体での提出が有償の場合は、問診票を提出するものとする。

8. 情報管理体制について

- (1) 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、情報管理体制に関する担当職員が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。)を適切に管理するため、次の履行体制を確保すると共に、発注者に対し「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」(別紙様式)を提出し、情報管理体制に関する担当職員の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め情報管理体制に関する担当職員の同意を得ること。

(確保すべき履行体制)

- ・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
 - ・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
 - ・情報管理体制に関する担当職員が同意した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランドライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- (2) 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、情報管理体制に関する担当職員が同意した場合はこの限りではない。
- (3) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱については、情報管理体制に関する担当職員の指示に従うこと。
- (4) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘を含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに情報管理体制に関する担当職員へ報告すること。なお、報告が無い場合でも情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、九州運輸局が行う報告徴収や調査に応じること。

9. 個人情報の保護

- (1) 「個人情報」とは、本契約に基づき委託事業者が取り扱う氏名、年齢、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それ

により特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

- (2) 委託事業者は、本契約の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (3) 請負者は、個人情報を秘密扱いとし、上記(2)の法令に則り、第三者、及び委託事業者の従業員等のうち本契約に関与する者以外に対して開示してはならず、また、本契約を遂行する目的以外に使用しないものとする。
- (4) 個人情報を含むデータについての保管期間は5年とし、保管期間を経過したデータについては速やかに破棄すること。受託業務の処理を第三者に再委託してはならない。

10. 健康診断料金の請求及び支払

- (1) 受託者は、履行完了後、実施した検査項目及び人数を明記した請求書を作成する。
- (2) 委託者は、検査職員が適正と認める請求書を受領したときは、受領日から30日以内に代金を支払うものとする。
- (3) 税法の改正により消費税法等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。

11. 業務委託契約者

受託者は、本業務を自ら実施するものとし、再委託を禁止する。

ただし、事前に発注者の承認を受けた場合もこの限りではない。

また、健診車による健康診断を当日受診できなかった場合及び健診車による対応が出来ない検査項目を受診する場合の健康診断は、受託者が契約する医療機関において受託者の責任において行うことを妨げない。

12. 実施内容及び仕様書に関する問い合わせ先

- ・仕様内容に関すること

九州運輸局 総務部 人事課 厚生係長

TEL：092-472-2313

- ・契約に関すること

九州運輸局 総務部 会計課 調度係長

TEL：092-472-2314

13. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項または内容について疑義が生じた場合は、その都度上記12の担当者と協議することとし、また、詳細については担当者の指示による。
- (2) この委託業務について、契約事項及び本仕様書に明示されていない事項であっても、委託業務の性質上、当然必要なものは、上記12の担当者の指示に従い受託者の負担で行うこと。
- (3) 本仕様に基づく全ての作業において、発注者が提供した業務上の情報は第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

(別紙)

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

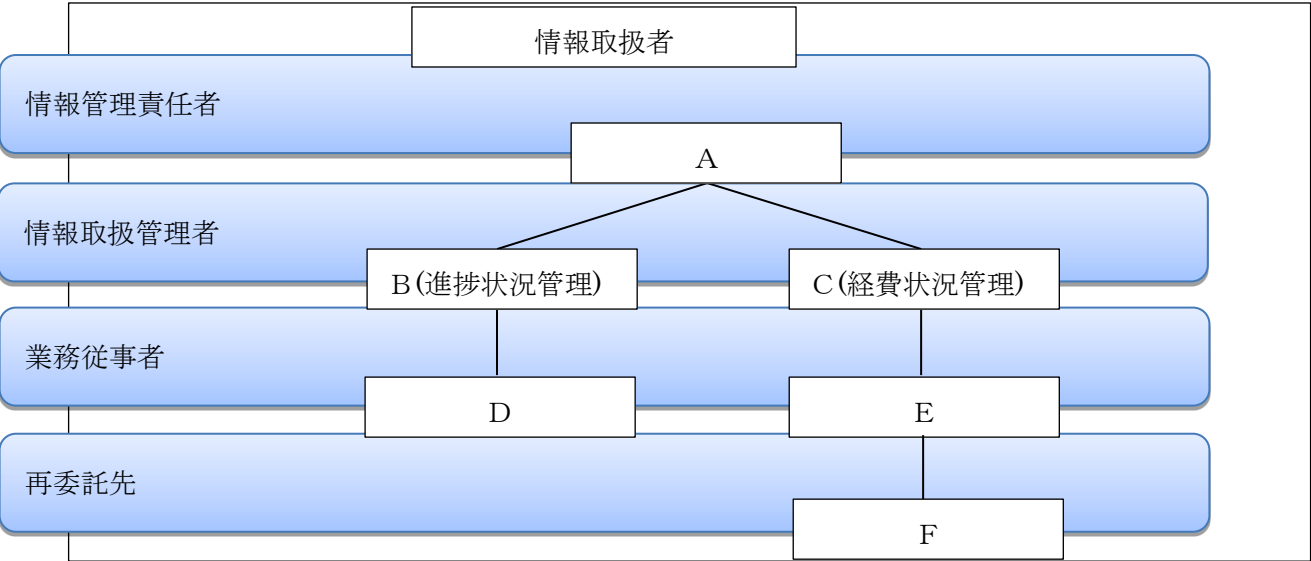
		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A					
情報取扱管理者 (※2)	B					
	C					
業務従事者 (※3)	D					
	E					
再委託先		F				

- (※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。
- (※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること（再委託先も含む）。

③ その他

- ・別途提出している資料により必要な情報を確認できることを担当部局が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・情報管理規則等の内規を別途添付すること。
- ・必要に応じ、本別紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。

健康診断実施項目

1. 一般定期健康診断等

検査項目	受診対象者
①既往歴及び業務歴 ②身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査並びに肥満度の測定 ③自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ④血圧の測定 ⑤尿中の蛋白及び糖の有無の検査	全職員
⑥胸部エックス線 （間接撮影（直接・デジタルも可）） ※結核及び肺がん等検査の読影をすること。	全職員 ※他の検査で直接撮影を行う者は除く。
⑦血糖検査 ⑧LDLコレステロール検査 ⑨HDLコレステロール検査 ⑩中性脂肪検査 ⑪貧血検査 ⑫肝機能検査 ⑬尿酸検査	①35歳及び40歳以上の職員 ②自動車検査業務従事者 （その業務を離れて3年以内の者を含む。）
⑭心電図検査	35歳及び40歳以上の職員
⑮胃の検査	40歳以上の職員（妊娠中の女性職員を除く。）
⑯便潜血反応検査	40歳以上の職員
⑰喀痰細胞診	①40歳以上の職員で、以下のいずれかに該当する職員 a) 喫煙者及び元喫煙者で喫煙指数（1日の平均喫煙本数 × 喫煙年数）が600以上 ②自動車検査業務従事者 （その業務を離れて3年以内の者を含む。） ※①及び②のいずれも人間ドック受診者を含む。
⑱石綿業務 ・業務歴の調査 ・石綿による既往歴の有無の検査（咳、痰、息切れ、胸痛等） ・自覚症状等の検査（咳、痰、息切れ、胸痛等） ・胸部のエックス線直接撮影による検査 ・胸部のCTによる検査（医師が必要と認める場合に限る。）	石綿の粉じんにはく露するおそれのある業務に従事する者 （人間ドック受診者を除く。）
⑲乳がん検診 （マンモグラフィ（2方向）・乳腺エコー） ⑳子宮がん検診	女性職員のうち、受診を希望する者 （人間ドックで同様の検査を受診する者を除く。） 乳がん検診は、マンモグラフィ・乳腺エコーのいずれも選択可能。

2. 情報機器作業従事職員健康診断

検査項目	受診対象者
①業務歴の調査 ②既往歴の調査 ③自覚症状の有無の調査 a) 眼疲労を主とする視器に関する症状 b) 上肢・頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状 c) ストレスに関する症状 ④眼科学的検査 a) 視力検査 b) その他医師が必要と認める検査 ⑤筋骨格系に関する検査 a) 上肢の運動機能、圧痛点等の検査 b) その他医師が必要と認める検査	一般職員、再任用職員及び任期付職員

3. 特別定期健康診断

(1) 人事院規則 10－4 別表第3第2号（放射能に被ばくするおそれのある業務）

検査項目	受診対象者
①被ばく経歴の評価 ②末梢血液中の白血球数及び白血球百分率の検査 ③末梢血液中の赤血球の検査及び血色素数量又はヘマトクリット値の検査 ④白内障に関する眼の検査 ⑤皮膚の検査	(対象者) 放射能に被ばくするおそれのある業務に従事する者 (人間ドック受診者を含む。) (時期) 上記業務に従事する日の事前及び事後に設定する。 ただし、同一の者がその業務に従事した後6月を超えない期間内に再びその業務に従事する場合は、事後のみとする。

健康診断実施項目別受診予定者数

診 断 種 別	検査項目		九州運輸局 (本局)	福岡運輸支局 (本庁舎)	若松海事事務所	佐賀運輸支局 (唐津庁舎)	九州検査部	総計
一 般 定 期 健 康 診 断 等	①既往歴及び業務歴		130	40	3	1	26	200
	②身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 並びに肥満度の測定		130	40	3	1	26	200
	③自覚症状及び他覚症状の有無の検査		130	40	3	1	26	200
	④血圧の測定		130	40	3	1	26	200
	⑤尿中の蛋白及び糖の有無の検査		130	40	3	1	26	200
	⑥胸部エックス線検査		130	40	3	1	26	200
	⑦血糖検査		40	15	1	1	26	83
	⑧ＬＤＬコレステロール検査		40	15	1	1	26	83
	⑨ＨＤＬコレステロール検査		40	15	1	1	26	83
	⑩中性脂肪検査		40	15	1	1	26	83
	⑪貧血検査		40	15	1	1	26	83
	⑫肝機能検査		40	15	1	1	26	83
	⑬尿酸検査		40	15	1	1	26	83
	⑭心電図検査		40	15	1	1	26	83
	⑮胃の検査	胃透視	25	15	1	1	10	52
		胃内視鏡	0	0	0	0	0	0
	⑯便潜血反応検査		30	15	1	1	10	57
	⑰喀痰細胞診		25	10	1	0	37	73
	⑱石綿業務 ・業務歴の調査 ・石綿による既往歴の有無の検査 (咳、痰、息切れ、胸痛等) ・自覚症状等の検査 (咳、痰、息切れ、胸痛等) ・胸部のエックス線直接撮影による検査 ・胸部のＣＴによる検査（医師が必要と認める場 合に限る。）		25	10	1	0	15	51
	⑳乳がん検診	マンモグラフィ（２方向）	10	5	1	0	5	21
		乳腺エコー	30	5	1	0	5	41
㉑子宮がん検診		25	5	1	0	5	36	
情 報 機 器 作 業 健 康 診 断	①業務歴の調査 ②既往歴の調査 ③自覚症状の有無の調査 a) 眼疲労を主とする視器に関する症状 b) 上肢・頸肩腕部及び腰背部を主とする 筋骨格系の症状 c) ストレスに関する症状 ④眼科学的検査 a) 視力検査 b) その他医師が必要と認める検査 ⑤筋骨格系に関する検査 a) 上肢の運動機能、圧痛点等の検査 b) その他医師が必要と認める検査		240	50	0	0	20	310
放 射 線 業 務	①被ばく経歴の評価 ②末梢血液中の白血球数及び白血球百分率の検査 ③末梢血液中の赤血球の検査及び血色素数量又は ヘマトクリット値の検査 ④白内障に関する眼の検査 ⑤皮膚の検査		0	0	0	0	0	0